

2024年9月号

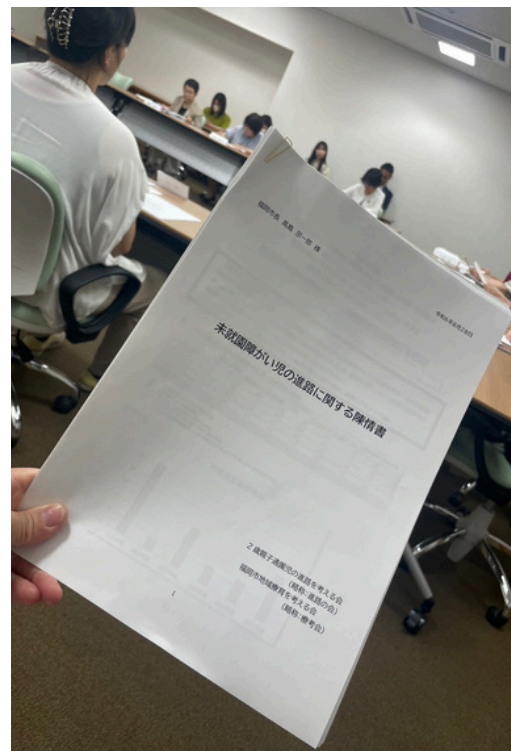
療考会NEWS



福岡市に陳情書を提出しました！！

2024年8月28日(水)昨年に引き続き、今年も進路の会と共同で『未就園障がい児の進路に関する陳情書』を提出いたしました。

今年の陳情は
福岡市子ども未来局 子ども発達支援課より6名
福岡市市議会議員教育子ども委員会より
田原香代子議員・綿貫康代議員
池田良子議員の3名、進路の会より13名、
療考会より13名の合計35名で行われました。



今年度の陳情書の内容

療考会からは

『日中一時事業の拡充』

『肢体不自由児の療育環境の改善』

こちらの2項目について陳情しました。

日中一時事業の拡充についての主な内容



- ①1日の予約人数枠・月の利用上限日数の改善と預かり時間の延長
- ②日中一時事業と短期入所の同日使用
- ③日中一時事業の予約のオンライン化

①1日の予約人数枠・月の利用上限数の改善と預かり時間の延長

緊急時に子供を預けられる環境が少ない上、障がいがあることで保育園の一時保育やファミリーサポートを利用することが難しい状況です。

日中一時支援の枠を増やすことを考えた場合、場所の確保が難しいことも支障になっているのではないかと予想されます。

現在すでにある場所を利用し、その中に日中一時支援の部屋を設けることを検討していただきたいです。

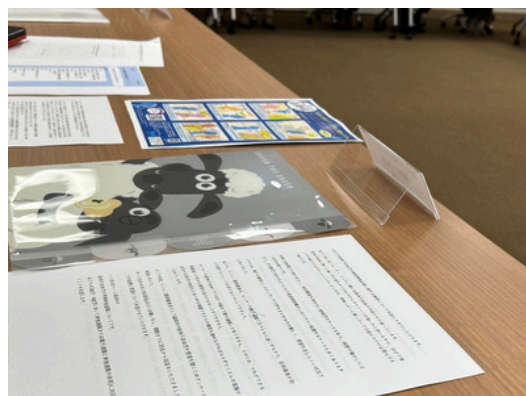
放課後デイサービスも昨今かなり数が増えたので、昼間の日中一時支援には使えるのではないかと思います。今回陳情いたしました。



②日中一時事業と短期入所の同日使用

日中一時支援と短期入所は日帰りであるか宿泊であるかの違いがあるものの、提供されるサービス内容は同じとされ、原則として二つのサービスを同日に利用できないことになっています。

時間や空き状況、送迎の有無、子供の状況によっては両方のサービスを組み合わせ、条件によっては日中一時支援と短期入所の同日使用を出来るようご検討いただければと思います。今回陳情いたしました。



③日中一時事業の予約のオンライン化

施設に電話か来所での受付が多く、その場合は施設の開所時間に準ずるため、特に就労している保護者にとっては予約すること自体にハードルがあります。

アプリを活用するなど、予約の簡略化や予約状況の確認、キャンセル待ちの確認の効率化を図っていただきたいと思い今回陳情いたしました。



肢体不自由児の療育環境の改善についての主な内容



①肢体不自由児の児童発達支援センターへの通園方式の改善について

②肢体不自由児の児童発達支援センターと単独通園の重心型事業所の併用通所の改善について

①肢体不自由児の児童発達支援センターへの園方式の改善について

現在、肢体不自由児の園やクラスは4歳まで親子通園のみで、療育に通うハードルが高い状況であることから、3歳または4歳からの単独通園方式を導入していただきたい。3・4歳の単独通園を導入するにあたり、人員配置などが実現可能か検討した結果、送迎用のバスや添乗員の確保は必要であるが、先生に関しては2名程の補充で十分に実現可能であると考え、今回陳情いたしました。



②肢体不自由児の児童発達支援センターと単独通園の重心型事業所の併用通所の改善について

肢体不自由児の療育利用制度で、各センターの親子通園・単独通園と重心型事業所を併用利用できる余剰制度があるが、この制度はセンターでの個別相談により申請する形で周知が進んでおらず、利用数が限られています。また、5歳になると併用が不可になるため、慣れ親しんだ重心型事業所に制度が理由で通えなくなっています。この余剰制度の周知と5歳からも引き続き通えるよう改善していただきたい、今回陳情いたしました。



療考会からの質疑応答



①サポートブックの増刷・増設

例年、陳情にあげていた「障がいのあるお子さん向け子育てサポートガイドブック」を今年の3月に作成していただいたが、設置場所や部数が少なく、市役所内でも周知されていない状況であるため、ぜひ設置場所と部数を増やしていただき、市民に広報し普及に努めてほしいです。

②青いヘルプマークの作成・周知

自閉症・知的障がい・発達障がいであることを示す青色のヘルプマークを赤色のヘルプマークと同じ素材・形で作っていただきたい。赤色のヘルプマークとは異なり、何かを手伝って欲しいのではなく、障がいを理解して距離をおいてもらいたいというものです。また、青色のヘルプマークが自閉症・知的障がい・発達障がいであることを示し、自閉症や発達障がいの特徴を解説するポスターの作成や、バスや電車などの公共の場所に掲示し、市民の皆さまに自閉症や発達障がいについての理解や協力を広めて欲しいです。

③知的障がいのない障がい児の受け入れ先の確保

知的障がいはないが、気管切開の手術をし、2～3時間おきに痰吸引をしなければならない障がい児などは、痰吸引が医療行為にあたるので看護師が常駐している保育園や幼稚園でしか受け入れをしてもらえない。福岡市内では看護師が常駐している園がほとんどなく、知的障がいではないので児童発達支援センターなどの療育施設でも受け入れてもらえず、預け先がない状況です。知的障がいのない障がい児の受け入れ先をぜひ増やして欲しいです。

療考会からの質疑応答



④重心型事業所の増設

福岡市内は重心型事業所の数が少なく、特に中央区に関しては通える場所にあるのが2件しかないため、利用者が殺到している状況です。事業所は普段使っている児童発達支援センターとは違うお友達や先生方と接する貴重な機会を得られる場所です。ぜひ福岡市内に重心型事業所の増設をお願いします。

⑤放課後デイサービスの事業所ごとの特性の改善や事業所の案内の明瞭化

福岡市のホームページにある「障がい児通所支援事業所一覧」ですが、事業所の施設名や連絡先などの名簿をただ載せているだけなので、とても分かりにくいです。近隣の市のホームページでは事業所の内容や子どもたちの活動内容・1日のタイムスケジュールなど保護者の知りたい情報がまとめて記載されていて、とても分かりやすいです。ぜひ福岡市でも分かりやすい記載をお願いします。

⑥子育て政策の見直し

福岡市は子育て世帯向けの住宅支援など、色々と子育て政策を行っているが、支援内容を確認すると対象となる世帯が少ない状況であり、せっかくの政策が活用されていないように感じます。また、障がい児とその家族が参加できるイベントが少ないため、個人でイベント活動を行っています。そのようなイベントを開催する時に市からの助成をお願いしたいです。

陳情のリハーサルの様子



今年度も事前にリハーサルを行いました！！

2024年8月28日(水)陳情に向けてリハーサルを実施いたしました。

「日中一時事業の拡充」や「肢体不自由児の通園方式見直し」の要望を確認し、陳情や質疑応答の練習を行いました。

リハーサルを通じて改善点を共有し、陳情本番に向けて万全の準備を整えました。

陳情後に早速、こども未来局こども発達支援課より、下記の2点についてご返答をいただきました。

《きょうだい児の託児について》

・会議の際にご指摘いただきました、小学生のきょうだい児がいる場合に夏休み期間中の親子通園が難しくなるということにつきまして、小学校の対応を教育委員会に確認したところ、親子通園が必要な児童が手帳(療育手帳・身体障害者手帳など)をお持ちで、日常的に見守りが必要な場合は放課後児童クラブの申し込みが可能です。

《肢体不自由児の早期単独通園について》

南部療育センターの整備計画の中で検討を進めており、令和7年度からは南部療育センターを含めた公立4施設(あいあいセンター・3療育センター)で、4歳児は親子通園に代えて単独通園とすることにいたします。また、肢体不自由児の併用通所につきましては、原則週5回の通所としているものを「子どもの状況や保護者の希望により通所回数を変更することも可能とする」とし、事業所との併用通所も可能とするようにいたします。なお、この内容は近日中に肢体不自由児の通園を利用している保護者にもご案内する予定です。肢体不自由児の早期単独通園につきましては、4歳児だけでなく、3歳児への対応も要望されておりますが、まずは4歳児の受入をしっかりと対応してまいりたいと考えております。

今年も会員の皆さまのおかげで無事に陳情を終えることができましたこと、感謝申し上げます。

10月から開始される一時預かり事業について

児童発達支援センターを利用する世帯の就労を支援するため、福岡市内の児童発達支援センターに通園する児童を対象に、療育終了後の一時預かり（18時まで）を令和6年10月1日より実施します。

1. 事業の概要

預かり日：施設の開所日

※療育が短時間の日は預かりをお休みする施設もあります。
詳しくは各施設にお尋ねください。



利用時間：療育終了後から 18時まで

※18時までに保護者が施設にお迎えに来る必要があります。

利用料：無料

※但し、おやつ・飲料は保護者で準備していただく場合がございます。
詳しくは各施設にお尋ねください。

2. 利用できる方

下記の要件をすべて満たし、福岡市から利用承認を受けた場合に、一時預かりが利用できます。

- ・福岡市内の児童発達支援センターに単独に通園する年度当初の年齢が3歳から5歳の児童。
- ・親子通園の児童は対象外となります。
- ・保護者全員が、一時預かりの必要性の事由に該当する。

3. 令和6年度の実施施設 ※令和7年度は変更となる可能性があります

- 公立
- ・ 東部療育センター（さくら学園の児童も11月以降に預かり予定）
 - ・ めばえ学園（こだまの児童も11月以降に預かり予定）
 - ・ あいあいセンター
 - ・ あゆみ学園
 - ・ 西部療育センター（ゆたか学園、野の花の児童も11月以降に預かり予定）
- 私立
- ・ joyひこばえ
 - ・ しいのみ学園

※預かりを実施しない私立施設の児童を公立施設でお預かりする予定ですが、その場合の利用の手続きについては、別途ご案内する予定です。
なお、公立施設での私立施設の児童の預かりについては、和7年度以降は実施しない予定です。

申請に必要な様式等は福岡市HPに掲載しております。詳しくは各施設にお尋ねください。